

第1章 計画の趣旨

I 計画の趣旨

1 千葉県次世代育成支援行動計画の趣旨

次世代育成支援行動計画（以下、「計画」という。）は、人口減少問題や核家族化・少子化の進展による地域社会の弱体化等の社会変化を踏まえ、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）に基づき策定するものです。

千葉県次世代育成支援行動計画・前期計画（計画期間：H17～21、以下「前期計画」という。）は、徹底して県民の視点から検討を重ね策定されました。

策定にあたっては、子育て中の親など当事者を含む県民自らが白紙の状態から意見を出し合うとともに、タウンミーティングやパブリックコメントで、幅広く意見を聴く機会を設けるなどして県民自らの手で作られた計画となりました。

千葉県次世代育成支援行動計画・後期計画（計画期間：H22～26、以下「後期計画」という。）の策定にあたっては、前期計画の評価を踏まえた見直しを行うとともに、他計画や市町村との連携を図りながら、新たな課題に対応しています。

この計画では、次世代育成支援に必要な「あるべき地域の姿」を明示して、その実現に向けて具体的な施策を記述しています。施策の展開にあたっては、できる限り当事者である県民の視点にこだわり、児童福祉・教育・保健医療・就労・男女共同参画等の次世代育成支援の各分野を施策横断的に取りまとめています。

次世代育成支援の推進には、県のみならず、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等が一体となって取り組むことが重要です。この計画は県の計画ですが、次世代育成にかかわるすべての方たちの自主的・積極的活動の指針として活用されることを期待します。

2 計画の位置づけ

千葉県次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）に基づく法定の都道府県行動計画です。

千葉県における次世代育成支援対策に関する総合的、基本的な計画であり、児童福祉法第56条の9の規定による千葉県の保育計画を含むものです。

また、「総合計画」や「第二次千葉県地域福祉支援計画」等の県の関連諸計画との整合性を図ります。

関連する県の計画

○総合計画

急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化した経済の下での世界同時不況の発生、地球規模での温暖化の進行、そして国や地方を通じた財政の危機的な状況など、かつてないほど困難な課題に直面しています。このような中、中長期的な視点に立って県政を運営する必要があることから、本県のあるべき姿とこれを実現するための取組を示す最上位の基本的かつ総合的な計画です。

○第二次千葉県地域福祉支援計画

「社会福祉法」（平成12年4月1日施行）の成立により、平成16年3月、①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」を実現するため、「千葉県地域福祉支援計画」を策定し「中核地域生活支援センター」や「地域福祉フォーラム」等具体的施策が盛り込まれました。

平成22年度から実施する「第二次千葉県地域福祉支援計画」では、近年の少子高齢化の進展や社会・経済状況の変化による「地域力」の低下等の地域課題に対応し、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指し、「小域福祉圏の活動を基本とし、地域性を生かした市町村支援」等に取り組んでいくこととしています。

3 計画期間

この計画は、5年間を一期として、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画とし、10年間の集中的・計画的な取組を示しています。

4 計画における定義

(1) 「子ども・若者」

この計画が対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として使っています。

(2) 「親」

この計画が対象とする「親」では、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から子育て中の保護者を含めた概念として使っています。

(3) 「地域」

この計画が対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた概念として使っています。

II 市町村との連携

1 県と市町村の役割

この計画は、次世代育成支援に関し、県民をはじめとした当事者の視点から見た「あるべき地域の姿」と具体的な施策を提示しています。その内容は、全県的な見地からとりまとめたものです。

計画を真に実効性のあるものにするため、県と市町村、そして県民がそれぞれ連携・協働して取り組む必要があります。

○千葉県の役割

県は、次世代育成支援対策を進めるに当たって、市町村の主体性・地域性を尊重し、市町村の実情に応じた必要な支援を行います。

- ・市町村が取り組む、次世代育成支援対策推進のための施策や次世代育成支援の基盤整備
- ・市町村の圏域を越えて広域的に取り組むべき事業や市町村での対応が困難な技術的・専門的に取り組むべき事業の実施、広域的な観点からの市町村間の調整
- ・先駆的・モデル的に実施すべき事業
- ・地域における次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体、事業主等が次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援
- ・事業主が行う次世代育成支援対策の実施のための行動計画の策定や取組の支援などを行います。

○市町村の役割

住民にもっとも身近な自治体として市町村は、次世代育成支援対策推進の中心的な実施主体としての役割を担うこととなります。

- ・行動計画をはじめ、市町村が考える「あるべき地域の姿」の提示と具体的施策の推進
- ・市町村圏域内の地域における次世代育成への支援策の推進
- ・住民が利用しやすい子育て支援サービスや環境の整備
- ・地域における次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体や事業主等が次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援
- ・事業主が行う次世代育成支援対策の実施のための行動計画の策定や取組への支援などを推進することが期待されます。

2 県と市町村との連携の確保に向けて

(1) 地域特性を踏まえた情報提供と支援

市町村が地域の実情に応じた取組や創意工夫が図れるよう、地域の特性や特徴がわかる情報や、地域性を分析したデータなど、積極的な情報提供に努めるとともに、市町村の取組を支援します。

(2) 市町村との協働による住民ニーズの把握

地域住民のニーズが多様化し、地域の課題が複雑化する状況において、地域の実情に応じた取組が必要です。市町村と協働して子育て中の保護者を対象とした「子育てアンケート」を実施し、県及び市町村の子育て支援施策充実のための指標として活用します。

(3) モデル事業・広域的に行う事業の推進

先駆的な事業やモデルとなる事業を積極的に支援するとともに、県内広域的に行うべき事業を実施します。

(4) 情報の共有化と相談支援

次世代育成支援対策に係る情報の共有化を深めるとともに、県の持つ次世代育成支援に関するノウハウや知識の提供、実践事例の紹介等を積極的に行います。また、事業の実施に当たっての具体的な相談等、市町村における取組を支援します。

(5) 市町村間の調整

市町村間で調整が必要な事項については県で調整を行います。

また、国・県・市町村それぞれの役割分担を踏まえ、国における取組が必要なものについて、制度の創設や財源措置などを国へ要望します。